

林野火災に係る 火災予防条例が一部改正されました。

令和8年1月1日 施行

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を踏まえ、同様な林野火災の予防を目的として、火災予防条例の一部が改正されました。

主な改正内容

- 1 『林野火災に関する**注意報**』発令の新設
・ 空気が乾燥し、雨が長く降らないなど、山火事が起こりやすい状態になった時、『林野火災注意報』を発令します。
- 2 『林野火災に関する**警報**』発令の新設
・ 注意報発令時または発令中に、強風注意報が発表されている場合には、火災危険性が高まるため、『林野火災警報』を発令します。
- 3 『発令対象期間』について
・ 空気が乾燥しやすく、山火事が発生しやすい**1月～5月**の期間を対象とします。
- 4 『**林野火災警報**』発令中における『**火の使用制限**』について
・ 警報が発令中は、**山間部及びその周辺**（※1指定区域）の**屋外**でたき火、火入れなどは禁止となります。（禁止行為の一例写真）



- 5 発令時のお知らせ
『林野火災注意報』や『林野火災警報』が発令された時には、
『**防災ネットあんあん**』や『**各市町のアプリ**』などでお知らせします。

【お願い】 注意報発令時においても、火の取扱いについて地域でお声かけいただき、火災予防にご協力ください。

[指定区域はこちら](#)



[ホームページはこちら](#)



【問い合わせ先】

佐賀広域消防局 予防課

TEL 0952-33-6765 FAX 0952-31-2119